

(別表1) 京都ジョブパークマザーズジョブカフェ保育室

開 所 日	月～土曜日 日曜、祝日及び年末12月29日～年始1月3日休み
開 所 時 間	午前9時30分～午後3時30分
利用対象者	マザーズジョブカフェフロア内の各コーナーを利用する者及び京都テルサ内の各施設を利用する者
対 象 児 童	生後6箇月以上の就学前の児童
保育実施場所等	<ul style="list-style-type: none"> 保育実施場所は、マザーズジョブカフェフロア内を基本とすること。 保育室は、児童一人につき3.3平方メートルを確保すること。 児童の定員は6名とすること。
保育従事者の数	<ul style="list-style-type: none"> 保育に従事する者の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める数以上とすること。 保育従事者の配置については、児童の処遇に支障をきたすことのないよう配慮すること。 保育に従事する者は、保育士資格を有する者とすること。
利 用 時 間	午前9時30分～午後3時30分の間で3時間以内の利用者が必要とする時間
預かり料金	無料
利 用 方 法	<ul style="list-style-type: none"> マザーズジョブカフェ利用者については、各コーナーやセミナーの利用予約を済ませた上で、利用申込を行う。 その他の利用者についても、事前に利用申込を行う。
室 内 清 掃 等	シーツ等の洗濯、コーナー内の清掃等を行い、常に清潔に保つこと。
おもちゃ（消耗品）の購入	委託料での購入可（備品は不可）
食事提供等	保育中の食事提供やオムツ交換は行わない。
人 員 体 制	常勤保育士 2名
保育士の賃金	賃金及び通勤手当を支給し、社会保険等に加入すること。
勤 務 体 制	保育士の休憩時間を労働基準法の規定に基づき確保すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設指導監督基準（令和5年3月31日付け子発0331第17号厚生労働省子ども家庭局長通知に示された「認可外保育施設指導監督の指針」）及びその考え方に基づき、適切な保育を行うこと。 また、本仕様書に記載のない事項については認可外保育施設指導監督基準及びその考え方に基づき、保育を実施すること。 保育時間については、本事業の目的に基づき、利用者の状況に応じて柔軟に対応すること。 利用申込の受け入れ可否については、本事業の目的に基づき、個々の利用者及び児童の状況に応じて判断すること。

(別表2) 北京都ジョブパーク保育ルーム

開 所 日	火～金曜日 月曜、土曜、日曜、祝日及び年末12月29日～年始1月3日は休み
開 所 時 間	午前10時～午後2時
利用対象者	京都ジョブパーク利用者
対 象 児 童	生後6箇月以上の就学前の児童
保育実施場所等	<ul style="list-style-type: none"> 保育実施場所は京都ジョブパーク保育ルームを基本とすること。 保育室は、児童一人につき3.3平方メートルを確保すること。 業務の実施にあたっては、京都ジョブパーク運営業務受託業者と連携して業務に当たること。
保育ルームの面積	京都ジョブパーク保育ルーム 52m ²
保育従事者の数	<ul style="list-style-type: none"> 保育に従事する者の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に定める数以上とすること。 保育従事者の配置については、児童の処遇に支障をきたすことのないよう配慮すること。 保育に従事する者は、保育士資格を有する者とすること。なお、児童福祉法に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」を利用し、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者ではないことを確認の上、保育業務に従事させること。
利 用 時 間	午前10時～午後2時の間で、利用者が京都ジョブパークの利用目的に応じて必要とする時間
預かり料金	無料
利 用 方 法	利用者が京都ジョブパークの各コーナーやセミナーの利用予約を済ませた上で、保育ルームにおいて利用申込を行う。
室内清掃等	シーツ等の洗濯、室内清掃等を行い、常に清潔に保つこと。
おもちゃ（消耗品）の購入	委託料での購入可（備品は不可）
食事提供等	保育中の食事提供やオムツ交換、トイレへの付き添いは行わない。
人 員 体 制	常勤保育士 2名
保育士の賃金	賃金及び通勤手当を支給し、社会保険等に加入すること。
勤 務 体 制	保育士の休憩時間を労働基準法の規定に基づき確保すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設指導監督基準（令和5年3月31日付け子発0331第17号厚生労働省子ども家庭局長通知に示された「認可外保育施設指導監督の指針」）及びその考え方に基づき、適切な保育を行うこと。 また、本仕様書に記載のない事項については認可外保育施設指導監督基準及びその考え方に基づき、保育を実施すること。 保育時間については、本事業の目的に基づき、利用者の状況に応じて柔軟に対応すること。 利用申込みの受け入れ可否については、本事業の目的に基づき、個々の利用申し込み者及び児童の状況に応じて判断すること。